

警備業における動作の反動無理な動作災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	11～ 12	立体駐車場3Fと屋上をつなぐスロープ付近にて、駐車場整備業務中に、屋上駐車場を開放するためスロープ付近を歩いていたところ、アスファルトの大きな窪みに足をとられ捻った。	62	100 ～ 299
1	8～9	トレーラーが進入して来たため、約3m対面誘導（早歩きしながらの徒歩行）をした際、右足踵部から骨折音とともに激痛があった。	48	1～ 9
1	9～ 10	勤務先にて店舗巡回中、通路上にあった障害物（ダンボール）をジャンプして越え、着地した際にアキレス腱を負傷した。	33	300 ～ 499
1	10～ 11	当日の就業場所にて交通誘導警備業務に従事中、交差点を左折しようとしている車両の行き先に自転車が走ってきたので、車両を止めようと慌てて急に走り寄ろうとしたとき、左足脛が肉離れを起こし負傷した。	62	30 ～ 49
1	3～4	規制作業中、南西角の隊員①が第三者に気付いていなかった為、南東角の被災者が声を掛けに行った。規制線のバーを乗り越えた際に右足股関節辺りに痛みがあり、隊員①の所まで行くも歩けなくなった。北西角の隊員が近くにあった台車にのせ詰所に運び、病院へ搬送した。	64	30 ～ 49
1	8～9	材料搬入のため交通規制の準備中、のぼり坂をかけ足で移動していた際、右ふくらはぎ後部の筋を断裂した。	56	—
2	17～18	道路上での工事が終了し、規制の保安具を片付けていた際、保安具（カラーコーン1個約2kg）を6個重ね持ち（約12kg）足早出歩行した際にバランスを崩し、股関節を痛めた。	57	50 ～ 99

2	9~10	就業場所において検査場準備中、テント内のロープパーティションを2本両手で持ち上げた時、腰に鈍痛を感じその直後腰の力が抜けてしばらく動けなくなった。	32	—
2	15~16	構内で列車見張警備業務にあたっていたところ、段差に躓き転倒しそうになった為右足で踏ん張ったところ腰部を負傷する。当日は業務終了後痛みがひどく歩行にも影響が出るほどだったため近くの病院で受診し、後日あらためて自宅近くの病院にて受診する。	47	100 ～ 299
3	15~16	警備員の実務教育時に、河川敷にて誘導旗を真上に上げた際に違和感を覚えた。	67	50 ～ 99
3	20~21	ロータリーにてホテルバスを誘導中、乗用車が入ってきたのでバスの運行に支障にならないよう声掛けしようとして動き出した途端、右足ふくらはぎに痛みを感じた。時間が経つにつれ痛みが増し、歩くことも困難な状態となり、右足ふくらはぎの重い肉ばなれと診断された。	46	—
3	19~20	勤務交替の為、待機所を退出する際、4段階で1段足を踏み外し受傷した。	37	10 ～ 29
4	11~12	当社事務所内でパソコン設置及び配線作業中、事務机（110cm×70cm×70cm、約60kg）の裏側（後方）に配線をするため、事務机を手前方向に約50cmを1人で移動しようとしたところ腰を痛めた。	30	50 ～ 99
4	14~15	大旗を振り交通誘導を行っていたところ、突風に煽られ握っていた旗の軸を身体の後方に引っ張られた。	50	100 ～ 299
4	23~24	駅構内のエスカレーター下にて旅客誘導業務に従事中、駆け降りてきた旅客に左肩に追突され、隣を歩行中の女性客に追突した際に自身と女性客をかばおうと右足を踏ん張り、右足関節を捻挫した。	41	50 ～ 99
4	20~21	トラック荷台から発電機を降ろした際に、左足に違和感を感じる。痛みが治まらず、後日に肉離れと診断される。体勢が悪く、左足に体重が強く掛かってしまっ	37	50 ～

		たと思われる。		99
4	15～ 16	看板の撤去作業をしている際に、資材車の荷台にて看板の受け取りをしていたところ、左手が負荷に耐え切れず捻ってしまう。	55	50 ～ 99
4	4～5	被災者（以下、「甲」という）は、応援勤務のため出入管理業務に従事していた際、閉鎖していたゲートを開放するため右足を踏ん張ったとき、右ふともものあたりに激痛を感じた。	56	100 ～ 299
5	23～ 24	管理マンションの理事会終了後、自宅へ帰宅途中、駅の階段を降りていた際に左足ふくらはぎがブチッとなり激痛が走り、普通に歩けなくなった。	43	300 ～ 499
5	3～4	規制撤去時、トラック荷台にLED表示板をのせる際、3名で行っていたが重量の見込みを誤り腰を痛める。	54	50 ～ 99
6	16～ 17	取引先の敷地内駐車場において、工事車輛を後進誘導中、背面歩行をしながら、後ろの安全確認をする為に首だけを後ろに向けた時、腰を捻って無理な体勢になったことで腰に強烈な痛みを感じた。	45	30 ～ 49
6	3～4	帰社後、資器材の片付けをしている際に、玄関の段差に気付かず足を踏み外し、捻って負傷した。玄関の照明は点灯しておらず、足元が見づらく段差に気付かなかった。	47	30 ～ 49
7	8～9	現場にて立哨作業中、工事車両が入ってきたので、車が現場に入れるように、道路に設置されていた単管バリケード（連結されていた）を1人で持ちあげて動かそうとした。その場には本人しかおらず車も進入しようとしていたため、急いでバリケードをどかさなくてはと思い、バリケードの真ん中部分を持ちあげようとしたが重くて動かなかった。そのため、連結されたバリケードの端を持ち、中腰でバリケードを持ちあげながら後ずさりして引きずり動かそうとした時、背中に激痛が走り呼吸困難になった。その日は我慢して終業まで勤務したが、痛みがとれなかった。	77	50 ～ 99

7	8~9	バイクで転倒しているスタッフがいたので助けようとバイクで起こそうとしたところ急な坂のためバックしてきてささえきれず尻餅をついた。（病院の敷地内において）	64	100 ～ 299
7	12~13	地下工場資材搬入口にて、ゴンドラ上で資材搬入作業中、ゴンドラが超過重で降下し始めたため、待避しようとしたが、間に合わず、ゴンドラ上部枠と縦穴基礎部分に腰部を挟まれた。	45	100 ～ 299
7	9~10	当社宿舎の空き部屋を従業員3人で清掃中、後ろ向きのまま後ずさりをした時、備え付のベッドの角に臀部（肛門部）を打ち尿道損傷を負った。	40	50 ～ 99
7	1~2	現金補填作業終了後、第3駐車場内にて駐車中の現送車の助手席に乗車しようとした際、右手をピラーにある持ち手に掴まり右足を助手席床面に乗せようとした時左膝に強い痛みが生じたもの。	49	100 ～ 299
7	7~8	作業場内において、廃棄場シャッターを手動で開閉する際に腰を痛め、その後、痛みが激しくなった。	70	1～ 9
7	16~17	店舗にて、店内巡回管理・駐車場他の放置カートの回収およびレジかごの入替業務に従事していた。レジかご（W500×D350×H240mm、0.7kg）の入替業務（次々と積み重ねられていく買物かごと清算かごを両手で10～20個位ずつ重ね持ち、カートに50個強を積み上げ（地上1.7m）、倒れないように移動させて所定の置き場に降ろし、買物かごと清算かごの入替を繰り返し行う）に、1日平均6時間位従事していた。前月下旬頃より、右手に痺れを感じ、首に痛みがはしるようになった。	66	50 ～ 99
9	16~17	小学校にて、警備システムの異常確認のため外周点検中に、雨水で濡れた草で滑り、足を挫いたもの。	43	10 ～ 29
9	13~14	防災センターで、立哨にて受付業務中、万引き者に対する対応要請があり従業員通路から内を通り南出入口まで急いで向かった。その際に右足ふくらはぎ部分に痛みを感じたが勤務を続行。防災センターに戻り通常勤務を行うが痛みが治らず勤務交代した。	50	50 ～ 99

10	7～8	道路規制業務に伴う交通誘導警備の準備のため、被災者は、弊社倉庫にて資器材の積み込み作業を行っていた。クッションドラム（衝撃緩衝材）のウェイトを取り出そうと持ち上げた時に、右腕に痛みが走った。そのまま業務に従事し、翌日が休みのため経過をみていたが、日毎に痛みが酷くなった。右上腕三頭筋腱損傷と診断された。	38	30 ～ 49
10	11～ 12	高速道路規制中に徐行走行するトラックの荷台から両膝立ちでラバーコーンを約5キロ一定の間隔で並べる作業中、膝が外れる感じがして負傷した。	25	30 ～ 49
10	15～ 16	1F塵芥室の高さ1.7mの位置にある棚にポリ袋の入ったダンボール箱10kgを置く作業をしていた。木箱に足を掛けダンボール箱を持ち上げ様としたところ、重くて中々棚に置く事が出来ずにいた時、左肩に激痛が走った。肩に力が入らず、腕も上らない。	66	30 ～ 49
11	15～ 16	合材作業所内、工事現場において、交通誘導作業中、出入口のステップブロックに右足を踏み外し、右足首を外側に捻り負傷し、右足関節両果骨折、全治1ヶ月の診断を受ける。	62	1～ 9
11	16～ 17	現場作業終了後、当社駐車場で、会社トラックから現場で使用する道具を社用車へ移し、帰ろうとした際、資材置場と駐車場の段差に躓き足を捻り左足第5中足骨を骨折する。急いで帰ろうとして足下を十分に確認しなかったことが原因と考えられる。	50	30 ～ 49
11	12～ 13	駐車場内交通誘導警備業務実施中、来店客の誘導のために、場内を走り回ったり、停止して合図を送ったりする繰り返し作業を行っていた。右足を踏ん張った時、負荷がかかり右足首、右足大腿部に激痛がはしった。痛みを我慢して、その日は定時まで就業した。翌日には、杖を使用しないと歩行困難となった為、病院で受診した。	35	100 ～ 299
12	17～18	勤務終了後、日報にサインをもらい、現場事務所の階段を下り、地面に足を着く時に泥よけマットの角を踏み、足に痛みがあった。	58	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html